

栃木県建築物耐震改修促進懇談会設置要綱

(目的)

第1条 県内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための、栃木県建築物耐震改修促進計画（以下「耐震計画」という。）の策定及び実施に当たり、専門的意見を求めるため、栃木県建築物耐震改修促進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所掌は次のとおりとする。

- (1) 耐震計画の検討及び策定に関すること。
- (2) その他耐震計画の着実な実施に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員5名程度をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 建築の実務に関する専門知識を有する者
- (3) 市町職員

2 委員の任期は、令和8（2026）年3月31日までとする。

3 任期の途中において委員の退任があった場合は、退任する委員が指名する者が残りの期間を継承する。

(会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に懇談会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、県土整備部建築指導課とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月20日から適用する。

この要綱は、平成20年7月19日から適用する。

この要綱は、平成27年11月19日から適用する。

この要綱は、令和2年5月7日から適用する。

この要綱は、令和7年6月24日から適用する。